



許可番号第 6620001169 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏名 早来工営株式会社

代表取締役 小松 稔明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 吉村 洋文

許可の年月日 平成26年 2月24日

許可の有効年月日 平成33年 2月23日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 焼却

産業廃棄物の種類 :

- | | | | |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1. 燃え殻 | 5. 廃アルカリ | 9. 動植物性残さ | 13. 鉦さい |
| 2. 汚泥 | 6. 紙くず | 10. ゴムくず | 14. ばいじん |
| 3. 廃油 | 7. 木くず | 11. 金属くず | |
| 4. 廃酸 | 8. 繊維くず | 12. ガラスくず | |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
以上 14 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 : 焼却施設

(2) 設置場所 : 大阪市西成区津守3丁目8番6号

(3) 設置年月日 : 平成6年11月21日

(4) 処理能力 : 60t/日(水冷炉) 67.2t/日(廃水炉)

(5) 許可年月日 : 平成4年7月2日(第106号・107号)

平成9年12月1日(第283号)

(6) 許可番号 : 第106号 第107号 第283号

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 6月 1日 当初許可

平成26年 2月24日 許可更新

平成26年 9月26日 変更許可(種類の追加)

平成29年10月 2日 書換交付(申出書による書換)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無